

霧島農産物販売促進を考えている農業者や団体の方へ

農産物の販売促進・農産物6次産業化、農商工連携事業・有機JAS認証取得
に取り組まれる費用を助成します。



農産物販売促進



農産物6次産業化・農商工連携

令和5年度

霧島市農業の「稼ぐ力」向上プロジェクト推進事業補助金 募集開始

募集締め切りは6月末までです。

対象者	霧島市認定農業者、認定新規就農者、農業者の組織する団体、且つ申請時点で市税の滞納がない者
補助対象となる事業内容 (裏面※1)	(1) 農産物販売促進事業、国内外市場を対象とした地場農産物の新たな販売促進及び宣伝に関する事業 (2) 農産物6次産業化・農商工連携推進事業 本市の農産物を活用した新たな商品の開発及び販売又は他業者との連携による農産物の付加価値の向上に向けた事業 (3) 有機JAS認証取得事業（新規取得に限る）
補助対象経費及び補助上限 (裏面※2)	(1) 会場使用料又は会場借上料 (2) 資材購入費（飲食に係る経費を除く） (3) 印刷製本費 (4) 有機JAS認証取得費（補助上限10万） (5) 旅費（宿泊費を含む）（補助上限20万） （補助上限 合計30万）

★問い合わせ先★

霧島市役所（6階）農政畜産課 農政第1グループ
TEL 0995-64-0910 担当 鶴園
霧島市ホームページ <http://www.city-kirishima.jp/>

※1 補助対象経費

- 会場使用料又は会場借上料(ブース使用料等、テント及び機材費用、輸送費等)
- 資材購入費(販促に必要なパッケージやデザイン等新規に作成する費用等)
- 印刷製本費(販促に必要なパンフレット等新規に作成する費用)
- 有機JAS認証取得費用(講習会、認証料、検査費用等)
- 旅費(県内を除く、航空運賃・鉄道運賃、宿泊等)

※2 補助金の額

- 補助対象経費の(1)~(3)までの合計額の2分の1の額又は30万円を限度に助成
- 補助対象経費(4)の2分の1の額又は10万円を限度に助成
- 補助対象経費(5)の2分の1の額又は20万円を限度に助成

※3 申請手続きなど(補助金交付までの流れ)

実施前

(1) 申請書の提出

- 交付申請書(第1号様式)
- 事業計画書(第2号様式)
- 収支予算書(第3号様式)
- 添付書類【①直近の総会等に係わる資料(団体の申請のみ)、②市税等の滞納がないことの証明書(個人申請のみ)、③開催文書(農産物販売促進事業の場合)、④見積書及びカタログ、⑤その他市長が必要と認める書類

※内容を審査後、補助することを決定した際は、決定通知書によりお知らせします。

実施後

(2) 実績報告書の提出

- 実績報告書(第5号様式)
- 事業実績書(第2号様式)
- 収支精算書(第3号様式)
- 補助対象経費に係る領収書の写し
- 展示会等の状況や展示した商品を撮影した写真その他補助事業の実施状況を確認できる資料
- その他市長が必要と認める書類

(3) 確定通知書受領後、請求書の提出

- 補助金請求書(7号様式)

※各申請書等はホームページでダウンロードできます。

※販売促進事業(イベント等)については新型コロナウイルス感染症に伴う影響がありますので、その都度ご相談ください。